

平成20年（行ウ）第7号 解職請求署名簿無効決定異議申立棄却決定取消請求事件の判決文（抜粋）

主 文

- 1 原告らの請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

第1 請求の趣旨 (省略)

第2 事案の概要 (省略)

第3 当裁判所の判断

1 地方自治法85条1項は、「政令で特別の定をするものを除く外、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定は・・・80条3項・・・の規定による解職の投票にこれを準用する」と定め、同規定を受けて、地方自治法施行令113条で地方議会議員の解職投票について準用する同施行令109条は、公務員の立候補制限の例外について規定した公職選挙法89条1項ただし書（ただし同項2号に関する部分を除く。）について、地方議会議員の解職投票について準用しない旨を定め、その結果、地方議会議員の解職投票については、公職選挙法89条1項本文の公務員の立候補制限の規定が準用されることになる。

また、地方自治法施行令113条で準用する同施行令108条2項により、公職選挙法中の公職の候補者に関する規定は、普通地方公共団体の議会の議員又はその解職請求代表者に関する規定とみなされ、同施行令115条で、公職選挙法89条1項の「公職の候補者」を「普通地方公共団体の議会の議員の解職請求代表者」と読み替えると規定されている。

したがって、地方自治法施行令の各規定を前提とすると、公務員は地方議会議員の解職請求代表者になることができないことになる。

2 ところで、一定数の有効な署名が収集されて地方議会議員の解職の請求がされた場合には、当該地方議会議員を解職するかにつき、当該選挙区の選挙人の投票が行われることになり、その過半数の同意があったときには当該地方議会議員は失職することになる（地方自治法80条、83条）。かかる解職請求手続は、直接民主制に基づき住民が有する重要な権利であるが、一度は選挙による民意に基づいて選出された地方議会議員について、解職投票結果に反映された住民の意思に基づき、当該議員の身分を喪失させるものであるから、その手続が適正でなければならないことは論を待たない。そして、解職投票は、一定数の有効な署名をもって解職請求がされたことを前提として行われるものであるから、解職請求と解職投票は一連の手続の中で密接に関連するものであって、適正手続の要請は等しく及ぶものというべきである。このような観点から、地方自治法85条1項は、解職投票手続のみならず、解職請求手続についてもその適正を図るため公職選挙法の関係規定の準用を認めた規定であると解するの

が相当である。

そして、公職選挙法89条1項は、公務員がその地位を利用することによる選挙運動等の不平等を排除して選挙の公正を確保するとともに、公務員の職務遂行の中立性の観点から、一定の公務員について一律に立候補制限を定めた規定であるところ、解職請求代表者についても、公務員たる地位を利用して署名を収集することになれば、解職請求手続の適正が損なわれてしまうのであって、地方自治法施行令はかかる弊害を防止するために、公職選挙法の準用除外規定、読替規定において、公務員が解職請求代表者となれないことを定めたものと解される。

したがって、解職請求手続について、公職選挙法の規定を準用する旨の地方自治法施行令の各規定は、地方自治法85条1項の委任の範囲を逸脱したものとは解されず、適法かつ有効な規定であるというべきである。

- 3 この点、原告らは、地方自治法85条1項は公職選挙法を解職投票手続に準用する規定であり、同法89条を解職請求手続に準用することを前提とする地方自治法施行令の各規定は、法の委任の範囲を超えた無効なものである、無効でないとしても解職投票に限って公職選挙法の規定を準用する規定であり、本件署名簿の署名の効力を否定した決定及び本件異議申立棄却決定は違法である旨主張し、同趣旨の意見書(甲8)を提出しているところである。

しかしながら、上記判示のとおり、地方議会議員の解職請求手続は、解職請求と解職投票の二つの手続から成るものであるが、有効な署名が収集されて解職請求が行われれば、当然に解職投票が行われるもので、解職請求手続の瑕疵は解職投票にも影響することになるから、手続適正の要請は、解職投票手続のみならず解職請求手続にも及ぶというべきであって、地方自治法が解職投票手続についてのみ公職選挙法の関係規定め準用を規定したと解釈することはできない。また、公職選挙法90条は、公職の候補者となることのできない公務員が立候補の届出をした場合における規定であって、地方自治法上、解職請求代表者と公務員の地位を調整する規定がないからといって同法が公務員が解職請求代表者となることを容認していると解釈することは相当ではない。なお、解職請求代表者となることと非常勤公務員として地方行政に参加することの二者択一を迫られるとの点についても、解職請求手続の適正をはかる観点からやむをえないものというべきであって、原告らの主張はいずれも採用し難い。

- 4 そうすると、解職請求代表者たり得ない者が解職請求代表者となって収集された署名については、当該解職請求代表者が直接署名収集に従事しなかったとしても、署名収集に影響を及ぼす可能性を常に否定し得ないものであり、収集された署名はすべて成規の手続によらない署名として無効であるというべきである(地方自治法80条4項、74条の3第1項1号。最高裁判所昭和29年5月28日第2小法廷判決参照)。

これを本件についてみるに、原告Hは、本件解職請求当時、農業委員会委員であり、解職請求代表者となることのできない者であったのであるから、同人が請求代表者の一人に名前を連ねて収集された本件署名簿の署名は、成規

の手續によらない署名として無効になるといわざるを得ない。

したがって、本件署名簿の署名の効力を無効とした選挙管理委員会の決定及び本件異議申立棄却決定は適正であって、原告らの請求は理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用について行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

[口頭弁論終結日 平成20年9月26日]

高知地方裁判所民事部